

交付申請書提出時に必要な書類一覧
(令和7年度 佐倉市近居・同居住替支援事業)

申請書類	☐ ☐	【申請書類】 (1)補助金交付申請書 (様式第1号) (2)同意書兼確認書 (様式第2号) ※同意書兼確認書に自署しない場合は、押印が必要です。 上記の申請書と同意書兼確認書は、補助金申請時に住宅課窓口で記載し提出していただいても構いません。
添付書類1 ※全員が必要なもの	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	【添付書類1・全員が必要なもの】 (1)世帯及び親世帯と同居する者全員の住民票 (取得後3か月以内の原本) ・続柄を記載したもの (2)子世帯及び子世帯と同居する者全員の住民票 (取得後3か月以内の原本) ・続柄を記載したもの (3)戸籍謄本 (または戸籍全部事項証明書) (取得後3か月以内の原本) ・親世帯と子世帯の親子関係が確認出来る内容のもの (子世帯の戸籍謄本の取得を推奨しています。 ※親子関係が確認できれば、親世帯の戸籍謄本でも構いません。ただし、親世帯の戸籍謄本では、婚姻した子は除籍されているため記載内容によっては親子関係の確認ができず、子世帯分を再度取得していただく可能性がある場合がございます。 ※親世帯が子世帯の婚姻後に離婚・再度婚姻等している場合には、親世帯の氏名が取得した戸籍謄本と住民票で一致していることを確認してください。 (4)住宅取得に係る契約書の写し ・不動産売買 (変更) 契約書、建築工事請負 (変更) 契約書等のコピー (5)補助対象住宅の位置図 (地図、案内図) ・住宅の場所が特定できる縮尺のもの ・インターネット (Google マップなど) から印刷したものでも可 (6)建築基準法に規定する「確認済証」または「検査済証」の写し ・住宅の売主、施工業者 (不動産業者) から渡される書類です。 ・確認済証、検査済証を紛失した場合には、建築基準関係規定に適合することを証する書類として、「処分台帳記載事項証明書 (建築指導課にて発行)」も可 (7)補助対象家屋の登記事項証明書の原本 ・申請時に登記未了なら実績報告時に提出してください。
添付書類2 ※該当する場合のみ必要なもの	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	【添付書類2・該当する場合のみ必要なもの】 (1)親世帯又は子世帯が市外に居住する場合は、それぞれの住宅の直線距離が分かる図面 ※親世帯、子世帯ともに市内に居住する場合は不要です。 (2)住宅取得に係る契約書の写しに補助対象住宅の所在地及び住戸専用面積の記載がない場合は、左記内容が分かる書類 (3)土地の分筆等で補助対象住宅の地番に変更が生じ、各書類 (住宅取得に係る契約書、確認済証・検査済証、移転後の住民票等) に記載された地番が一致しない場合は、土地の登記事項証明書の写し ・地番の変更前後がわかる内容のもの (4)固定資産評価証明書 ・不動産売買契約書等に家屋の売買価格の記載がない場合のみ (5)委任を受けた方が窓口で申請する場合は、委任状 ※同居親族が来庁する場合は不要です。 (6)その他市長が特に必要と認める書類 ・申請内容によっては、追加で添付書類が必要となる場合があります。

↑ 申請前にご自身の必要書類のチェックリストとしてご活用ください。

〔お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎ 043-484-6168〕

実績報告書提出時に必要な書類一覧
(令和7年度 佐倉市近居・同居住替支援事業)

申請書類	☐	【申請書類】 (1)補助金実績報告書 (様式第7号)
添付書類 ※全員が必要なもの	☐ ☐ ☐ ☐	【添付書類】 (1)移転世帯の移転後の同居する者全員の住民票 (取得後3か月以内の原本) ・続柄を記載したもの ・交付申請時に提出している場合は不要 (2)親世帯及び子世帯の、佐倉市税の滞納がないことを証する納税証明書 (取得後3か月以内の原本) ・同居する者全員分が必要です。ただし学生を除きます。 ※納税証明書申請時の注意点については、別紙「佐倉市税の滞納のないことを証する納税証明書の取得について」をご参照ください。 (3)補助対象家屋の登記事項証明書の原本 ・交付申請時に提出している場合は不要 (4)建築基準法に規定する「確認済証」または「検査済証」の写し ・交付申請時に提出している場合は不要

↑ 申請前にご自身の必要書類のチェックリストとしてご活用ください。

〔お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎ 043-484-6168〕